



ホームカミング制度のご案内

この制度は、国内外で活躍する学友に里帰りしてもらい、旧交を温めるとともに、学友の感謝の心と懸け橋として活躍する姿、スピーチを通じて、多くのロータリアンに米山奨学事業の意義を広く伝えるための制度として 2008 年度に設立されました。

学友の招待は、単年度に 1 地区 2 人まで、補助費として上限 25 万円(1 人につき)が支給されます。地区が誇る学友を 1 人でも多く掘り起し、地区内に米山奨学事業の意義を伝えるためにご活用ください。

申請条件	<p>(1) 顕著な活躍が認められ、<u>母国をはじめ日本や世界で活躍する学友</u>を対象とする ※他地区出身の学友も招待可 ※招待地区出身の学友は、地区外の都道府県に居住している者に限ります</p> <p>(2) 米山奨学事業の意義と成果を伝えられるよう、地区大会など多くのロータリアンが参加する地区行事において学友がスピーチできること ※15 分以上(場合により 60 分前後など)の十分な時間を確保してください</p> <p>(3) 個人的な再会に終わらず、学友の活躍を PR し、ロータリアン、学友、現役奨学生等と交流ができる行事に招待できること ※例として、地区行事とクラブ卓話、奨学生・学友との懇親会を組み合わせる等</p> <p>(4) 学友が当制度への参加と協力を積極的であること ※学友に、招待の目的と話してほしいスピーチ内容を明確に伝えてください</p> <p>(5) 対象期間は最長 7 日間。海外から招待した場合は、特にこれを遵守のこと ※日程変更は随時ご連絡ください ※<u>本人都合による 7 日以上</u>の滞在は可能ですが、<u>ホームカミングの対象外</u>です</p>
申請方法	<p>(1) 世話クラブ等からガバナー事務所に「ホームカミング補助費申請書」提出</p> <p>(2) 地区役員で審査、単年度に 1 地区 2 人までの招待者を決定</p> <p>(3) 補助費申請書に実施年度のガバナー署名・捺印</p> <p>(4) 奨学会へ補助費申請書の<u>原本</u>を郵送(1 人につき 1 式)</p> <p>(5) 他地区出身の学友を招待する場合、学友の出身地区へ了承依頼書を送付 ※所定用紙は米山奨学会ホームページを参照ください</p>
申請締切	<p>(1) 地区内の締切 地区行事に合わせて、奨学会締切の前に地区内締切日を設定してください。</p> <p>(2) 奨学会への「補助費申請書」提出締切：原則として<u>実施の 2 ヶ月前まで</u> 年度内の最終締切は、毎年 5 月末までとします。 申請書の提出は、ビザ手配にかかる日数をかんがみ、実施 2 ヶ月前までとします。 ただし、国内や査証(ビザ)免除国出身学友を推薦する場合は、これに限りません。</p>

招待者の決定	ガバナーを中心に、理事・地区米山奨学委員など、複数の関係者が審査し決定する（単年度に1地区2人まで） ※地区のご決定が実施承認となります
学友への連絡	<u>奨学会への申請前に</u> 、地区から学友に連絡をとり、日程調整や宿泊先手配、移動方法の確認などを進めてください。
補助費	補助額：上限 25 万円(1人につき) 対象：学友本人分のみ。家族ほか同行者の滞在費等は補助費対象外
	日本国内在住学友の場合： 原則として事後精算です。招待にかかる費用は招待者が立て替え、実施後、提出された収支決算報告書をもとに当会から地区へ振り込みます。 海外在住学友の場合： 当会から地区へ 25 万円を実施 1 ヶ月前までに振り込みます。実施後、残金を当会へご返金ください。
	送金先： 地区米山奨学生活動費送金先と同じ口座
	補助費対象： 詳細は「補助費使途と報告書作成について」「よくある問い合わせ」参照 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学友の来日にかかる往復航空券代、母国でのビザ申請費用、出国・帰国に際して必要となる学友本人の宿泊費や交通費、海外(国内)旅行保険費 ・ ホームカミングに関連する学友本人の宿泊費・交通費 ・ ホームカミングに関連する学友本人の食費 ・ クラブ行事や地区行事への参加費用(会場費は対象外) ・ その他ホームカミング実施上、適切とみなされる本人が使途する費用 ・ 最長 7 日間を対象とし、超過する分は対象外とする <p>※家族などの帯同は可能ですが、<u>補助費対象は7日間以内で学友本人分のみ</u>となります</p> <p>※学友に対する謝礼や記念品(土産代)は補助費対象外です</p> <p>※補助費を超過しても、学友に支払いが生じないようご配慮ください</p> <p>※超過の際、地区/クラブ等どこが負担するかを予め決めておく事をお勧めします</p>
①収支報告 ②実施報告 ③記録の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「①収支報告書」と「②実施報告書」(①②とも所定用紙)を作成し、ガバナー・理事・地区米山奨学委員長の署名・捺印を受け、<u>実施後 1 カ月以内に奨学会へ原本を提出する</u> ・ (補助費が事前振込の場合) 補助費残金を米山記念奨学会へ返金する ※返金方法は決算報告書見本参照 ・ 「③記録」として、学友のスピーチ原稿/録音/映像いずれか、また、滞在中の写真画像データを提出する。メール添付または記録媒体に入れて奨学会へ提供する <p>ホームカミング担当：峯・野津 (seminar@rotary-yoneyama.or.jp)</p>

ホームカミング制度実施の流れ

申請の流れ

【クラブまたは実施担当者】
(世話クラブ/地区米山奨学委員会など)
招待候補者を決める

地区へ「ホームカミング制度補助費
申請書」を提出
※ 地区内の複数クラブから申請される場合
もあります

招へい学友への連絡

【地区実施担当者】
(関係者内で、①どのような地区行事に招待
するのか ②ホームカミング制度の目的
③必ず学友にスピーチしてもらうこと、を
共通理解してください)

候補の学友に都合を確認し、複数候補者
がいる時には、招待できない場合がある
ことを学友に伝えてください

地区で招待者を決定する

奨学会へ「補助費申請書」(原本)を提出
※ ガバナー署名・印が必要です
※ 申請書①～③をそろえて提出してくださ
い
※ 地区での決定が最終決定ですので、奨
学会では、招待の可否を決定しません

学友に招待の決定を伝えてください。
また、以下を必ずお伝えください。

★スピーチ時間

[15分以上または60分前後の講演規模]

★スピーチの目的と内容

★スピーチする行事の規模・来場者

【奨学会で行うこと】

- ・ 申請書受領後、ホームカミング関係者
へ受領のお知らせと、来日にあたって
の留意事項や案内をメール配信する
- ・ (補助費が事前振込の場合) 補助費を
専用口座へ送金する
- ・ 必要に応じ、ビザ申請書類作成をする

学友と相談のうえ、

- ① 宿泊先や滞在中の移動方法などを
予め手配・予約を進めてください
- ② 学友負担分の精算方法を決めておく
ことをお勧めします

【実施担当者または地区】

- ① 「収支決算報告書」と「実施報告書」
(原本)を奨学会に提出する
 - ・ ガバナー、理事、地区米山奨学委員長
の署名と印が必要
 - ・ 残金があれば返金する
- ② スピーチ原稿(なければ録音や映
像)、滞在中の画像などを提出する

<会計にあたって>

- ※ 会計担当者を明確にしておいてください
- ※ 招へい期間中に、学友が負担した渡航費等を精
算してください
- ※ 補助費を超過した場合、地区とクラブのどちら
が負担するかを、予め決めておいてください